

# ファミリーホーム通信

特別インタビュー  
塩崎元厚生労働大臣

FHの母  
ひろせホーム訪問記

里親の権利尊重を  
沖縄、琉球新報の記事から

18歳から大人に  
(成年年齢の引下げ)

ファミリーホームと  
児家センの連携  
橋本 達昌氏(全国児家セン会長)

ニュースレターから  
FHへの提言  
FHのこれから  
九州ブロック研修から

ファミリーホーム通信 令和4年7月

発行 一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 広報委員会  
事務局 兵庫県神戸市垂水区塩屋町大谷657-3 ワンズハウス内  
連絡先 078-219-8577 メール [jfh@japanfamilyhome.com](mailto:jfh@japanfamilyhome.com)

## みなさんの奮闘に感謝です。

昨年はコロナ禍で皆さんとはなかなかお会いできる機会はありませんでした。年末に近づくころには少々感染が縮小してきまして、22年には集まってお話ができると思いましたが、またまた変異株が邪魔をしてきました。これは10年がかりではないか？ と思ったりしてしまいますが、私たちの仕事は一時も休むことができません。日々子ども達の日常を守るために様々な努力を惜しみなくつぎ込んでいます。



家庭養育原則が謳われて、すでに5年が経過しています。ファミリーホームは増えては来ていますが、1000ホームとは程遠い状態なのは皆さんもご承知のとおりです。課題を持ち、養育に困難性を感じられる子ども達がどんどん増えている現在、家庭養護中心の体制と支援体制を早急に準備する必要があるでしょう。

一方、里親さんからFHへ、また施設などからFHの流れは少し滞っているのでは と思います。家庭養育を広くしていくには、制度的な充実がやはり大切になってきます。その結果、いろいろな方たちが安心して運営していけるようなシステムと制度保障が裏付けとなって様々な経験を持つ方たちがこの事業に参加し、家庭を開放し、子どもたちを受け入れてくれるものと思います。

コロナ禍で子ども達を育てることは容易ではないことだと思います。それでも、頑張っていらっしゃる皆様に感謝したいと思います。

日本ファミリーホーム協議会 会長 北川 聡子



## 特別インタビュー

# 子どもの立場こそ大事

子どもの人権の親 **塩崎元厚生労働大臣**



とつぜん里親への道を選択された元厚生労働大臣の塩崎先生。そして議員不出馬、今まで児童福祉に尽くされた方がなぜ？ そこで、愛媛は松山にお邪魔しました。

児童福祉への思いは、もちろん大臣をなさっていた頃から強かったのですが、ますますその思いは強くなっているようでした。子どもの目線で思いを寄せることの大切さを熱くお話しくださいました。

FH たいへんお忙しい時期にお時間をいただきましてありがとうございました。

まず、9月の議連の「児童の養護と未来を考える議員連盟」の合同会議で、今衆議院選に出馬をなさらないこと、そして「里親」宣言をされたことです。私たちにとっては、たいへんありがたく、一緒に里親制度を盛り上げていただければと思います。

塩崎氏 議員以外の立場での社会貢献を続けよう、法律や制度を使う側に回って、それらをさらに改善しよう、実践しようと思いました。その実践の一つが里親です。

### 超党派議員連盟と子ども感

FH 自由民主党「児童の養護と未来を考える議員連盟」及び超党派「児童虐待から子どもを守る議員の会」の活動を活発に展開されていましたが、現在はどのよう

なお立場で活動されていますか？「子ども家庭福祉士」の国家資格化に関してのお考えは。

塩崎氏 「子ども社会福祉士」の国家資格については、自民党の議論において、最終結論を出すには至らず、ともあれ児童相談所などの現任者と社会福祉士、精神保健福祉士の資格保有者に限り暫定的に民間機関による認証を受ける厚労省案をみとめることとし、法施行後の2年後に、国家資格化案を含め、改めて厚労省が児童福祉の専門資格の具体案に関する新法を出してくることになり、最終的に資格の姿は先送りされました。ここ最近、児相など子どもを保護する現場に専門性のある人材がいなかったために、気付いていながらみすみす尊い幼い命を失うケースが連続しており、一日でも早く国家資格として「子ども家庭福祉士」を導入しなければなりません。

## 戦後の戦災孤児対策モデルからの転換を

塩崎氏 児童養護の歴史を戦後から振り返ってみると、昭和22年にできた児童福祉では、路上に戦争孤児があふれていて、凍死したり餓死したりする児童が多く、そんな子どもたちを救おうという目的で施設ができ、収容することになりますが、当時としてはまずやらなければいけないことをやっていたわけです。それから時代がだんだん落ち着いてきて、経済成長し、家庭も少し経済的にもゆとりが出て、今度は90年代には、実親や親権者の虐待が起きるようになってきました。子どもたちは心理的にも非常に厳しい環境の中で心が壊れてしまったり、医学的、精神医学的にも解決が難しくなっている。また虐待するのは親ですから、その根本的な問題を解決しなければならない。それがないと子どもの問題も解決しない。

FH 確かに私たち養育者を含めて、そんな思いはずっと持っていました。行政は何年か経つと、担当が変わってしまう人事異動があります。今まで見て頂いたケースワーカーさんも変わってしまうことも多くあり、せっかくここまで身近に接してくれたのにまた一から始めなければ と思うこともありました。

塩崎氏 最も重要なことは、これまでの日本の児童福祉が、終戦直後の戦争孤児、浮浪児対策と本質においては変わらず、現在の虐待という、子どもの健全育成とは全く正反対の過酷で、精神的にも厳しい状況に、専門的知識を持って対応できてこなかった。この反省に立った高度な人材を投入しないと、そうした子ども達の健全な発育は確保されないということです。

FH 私たちも専門性のある担当者がずっと児童福祉に係わっていてほしいと思っています。

## これからは子どものためのソーシャルワークを

塩崎氏 それは、親の虐待の原因を明らかにして、対策を立て、答えを出して子どもが虐待されないような環境をつくり、監督したりすることが必要ですね。またどうしても親と分けなきゃ無理ということなら、高度な専門的な知識を持った人が、一人一人の子どもに合わせた対策、ソーシャルワークがないと無理でしょう。

FH 社会的養護では「新ビジョン」で家庭養育と家庭的養育での相違点を述べています。「子ども一人一人の課題に対応する」ということが言われています。それまでは、里親も施設も境界がはっきりしていませんでした。

塩崎氏 養護施設は、将来的には里親や特別養子縁組では対応が難しい子ども達を中心に受け入れることと練っています。そうすると高度専門的な知識がないと対処できない子どもたちを手厚い人員配置の下でケアを行うこととなり、施設は新しい役割を担うこととなります。

もう「新ビジョン」から4年半以上過ぎていて、地域で家庭養育をもっと進めていこう、という動きをより強く進めていかなければならない時代にもうなっているんですが残念ながら歩みは未だ遅々たるものです。

## ファミリーホームは障がいを持つ子が多く

FH 平成21年にファミリーホーム制度ができました。12年目に入りますが、相変わらず、施設養育になっている児童は多いです。施設の地域分散化は進んではいますが。ファミリーホームは5人6人の子どもたちを世話するのですが、非常に

課題の多い子どもが一人、二人と措置されてくると、他の子どもに対しての影響も出てきます。家庭としての役割も十分にできなくなってきました。

例えば性的な問題を抱えた子どもがファミリーホームに措置依頼が来る ということもしばしばあるわけで、他の子どもたちにも影響が出ることも考えられます。今ではファミリーホームには課題の重い子が多く措置される事態になっています。厚労省の実態調査でも施設は約36%ぐらい、FHには、46.5%、に障がいを持っている子どもが措置されています。

塩崎氏 FHには半分近くは障がいを持っているってということですか。それでどんな障がいを持っている子どもが多いですか？

FH 知的障がいの子どもの一番多いですね。そういう子どもたちがFHに措置されてきているということです。

塩崎氏 いろいろと課題を抱えていますか？

FH 千差万別なので、課題を抱えているところも、またあまりないところもあります。養育者さんはそれぞれ工夫や苦勞をしています。また課題が重くても、措置をお断りすることをはばかりるホームもかなりあるのが実態です。その結果、全員障がいを持っているというホームもあります。子どもにも24時間、365日ずっと目を配っています。そんなわけで、児相はファミリーホームはちゃんと見てくれる、虐待など大変な子どもにも対応してくれるとなっていると思います。それに応えなければと全国のファミリーホームが苦勞をしています。これは、基本は夫婦2人と補助者で世話をしているFHだからできるんです。

塩崎氏 一般の家庭では、朝にお父さんが出勤する際に「行ってらっしゃい！」と背中を見送り、夕方帰宅する父親の顔を見ながら「お帰りなさい！」と声をかけるものです。しかし、施設では朝に出勤する職員の顔を見ながら「おはようございます」とあいさつ、夕方、その職員の背中を見ながら「さようなら」という。という真逆な大人の行動となっているのですね。

FH 施設の職員は5年で5割変わるそうです。やはり施設もたいへんな子どもが入ります。先生に対しての性的虐待もあるそうです。女性の先生に対してです。そんな状況もあるので職員さんもたいへんでしょう。

塩崎氏 今後は、課題の多い子どもは施設で濃厚な指導を受けることとなります。従って職員の配置を子どもより多くして、そして専門性の高い人を揃えても十分運営していけるようにしてあげることが大切なんです。今後施設では、よく子どもの様子を見て、ファミリーホームに相応しい子は早めに施設から移るとか、施設の新しい役割はいくらでもあります。

## シングルtons 卿の決断と新ビジョン

FH 先生の本によりますと、イギリスのシングルtons 卿の話が出てきます。

塩崎氏 イギリスもかつては施設養育が主流だったんですが、シングルtons 卿という方が中心になって「施設収容はやめよう」という提言をしたんです。そして実行に移すのですが、日本と違ってもっと大胆でした。新規の施設入所を停止する方針を示しました。施設側は失業を懸念してパニックになったそうです。しかし政府の方針が、施設スタッフの新しい役割として、新たに取得する専門知識を用いて、課題の多い子どもの支援を重点的に行うとともに、地域の里親や養子縁組先のサポートに入る、というように、むしろ仕事は増えることが理解されると、施設側も落ち着いたと聞いています。それからはむしろ専門知識を磨いて、それで難しい問題に対処できる人が地域のお世話をして、子どもたちの行き先である里親あるいは養子縁組のサポートに入るということをやってきたということです。



FH それは「新ビジョン」と共通していませんか。

塩崎氏 そう、日本は「新ビジョン」で乳幼児の新規入所停止っていうだけでも大変でした。「都道府県の策定要領」はその中で家庭養育優先原則で書いてあります。施設は新しいパラダイムに変えて新しい役割を、つまり多機能化、多様化、高機能化を厚労省のガイドラインとしても明確にしているわけだから、できるだけ早期に体制を整え、新体制に名実ともに移行していただきたいです。

## 専門性は現場に出て

FH 先生は児童福祉にたいへん造詣が深いのですが、忙しい中でたいへん学習をなされたのではないのでしょうか。

塩崎氏 私の専門性はいろいろな現場を見たり、いろいろな人の話を聞いたり、役所に出向いたり、教えてもらったりして養ってきました。何でも聞かないと分かりません。

FH 先生が2014年に厚労大臣になられてから、里親手当が大幅に増えました。

塩崎氏 でもそのことは普通の人には知らないんですよ。手当があることすら知らないと思います。そのほかに教育や医療などにかかる実費も出るわけですよ。このことをもっと皆さんに知っていただいて、里親や養子縁組に参加していただきたい。

FH ファミリーホームの手当てについてはいかがですか。

塩崎氏 ファミリーホームの手当ては適切かどうか と思って聞いてみたら、ここも課題が残っているのは事実だと聞いています。どこかで取り上げなければいけないです。

塩崎氏 里親さんの数は伸びていないのですか？

FH 伸びてはいます（注 令和元年度対前年比1170人増）。里親委託率は令和元年度末で21.5%で対前年度比1%増の状況です。

## 里親宣言 !! と施設研修

FH 里親さんの話が出ましたので、先生の里親宣言の話を伺わせてください。先生は昨年9月の「児童の養護と未来を考える議員連盟」などの合同勉強会の最後に「里親宣言」をなさいました。掲載させていただきます。

「私は引退という言葉は使いたくないし、隠居するわけでもありません。今まで立法府の人間として法律や制度を作ってきましたが、これからは一市民としてそれを使ってみたい。自らの経験を生かせることがあれば実践したいので、里親の登録をしようと思っています」

会場はどよめき、すぐに温かい拍手が沸いたそうですが、私達も大きな驚きと、期待が沸き上がりました。



塩崎氏 先日（注 3年10月）里親になるための研修があり、3回受けました。2回目で「施設訪問」というので、話を聞きました。里親研修なのに「なんで施設の話聞くんだ」と思ったのですが、献立とか、また施設内での性暴力の話もありました。

FH 以前から里親登録には必ず受けなければならない項目になっていましたが。

塩崎氏 後で聞いたところ、厚労省局長通知の事務連絡があり、そこで、「施設訪問をし話を聞く」となっています。それよりも里親家庭やファミリーホームを訪問して「どんな苦勞をしているのか」という話を、里親予定者は聞き、“こういう心づもりをしないといけない”と学ぶことが大切のように思われます。

FH 里親登録研修には、精神医学の専門家から、「今の子どもたちの精神はどうなっているのか」聞く必要はあります。そしてそれをどういふように対処するのか、という話も同時に聞いておきたいです。それで「里親さんの役割はこういうことだ」となるのです

塩崎氏 虐待を受けた子どもは必ず精神的に不安定になります。愛着障がいとか、いろいろな勉強をしておかないと、いざ子どもを預かって様々な不都合が出てきたときの対処法がわかりませんよ。私たちも。

## 治療的里親の役割提示を！

FH 10数年前までは里親さんの役割は「安全・安心」な生活の保障がメインでしたが、虐待などが増加した現在ではそれに加えて、「治療的里親」の役割を意識しなくてはならなくなりました。

塩崎氏 やはり専門性がある程度担保されている人が里親やファミリーホームに入って支えることが必要でしょう。フォスターリング機関なども一緒になって家庭養育を支えるようになってほしいです。

FH ファミリーホーム46.5%の障がいを持つ子どもたちが措置されている私たちも研修や、経験を軸に一人一人対処していますが、適切に対応しているか、常に不安です。

塩崎氏 子どもを措置される時、子どもを預かる時にメニューのようなものは児

相から示されますか？ 処方箋とか。

FH 一応はあります。アセスメントはあります。ところが、具体的な場面に対しての対処法はないですね。「盗癖があったり、性的な問題があったり、非常に問題のあるお子さんです。」ということはありません。それが現実になった時の対応は提示されません。具体的な対処法が欲しいですね。

塩崎氏 都道府県別にばらつきがあるのか分からないけれど、共通するようなことなどを体系立てて今の行政に示したらいいかもしれません。

## 最大の苦労は児童福祉法改正案作り

FH 話は変わります。先生が苦労されたお話をお願いします。

塩崎氏 一番は 28 年改正の法案作りですよ。普通は審議会で大体の方向性をまとめて、それを法案化していくのが多いです。ところがまとまらない。それを大臣室で議論して、「子どもの権利とか、子どもの最善の利益、家庭養育の優先原則、児相に弁護士の必置、地域支援拠点を全国の市町村でつくる」ことになりましたが、なかなか進展しませんでした。しかし平成 28 年、心愛ちゃん、29 年の結愛ちゃんの二人が虐待で亡くなるというたいへん心を痛める事件が起こり、そこから一挙に話が進んだわけです。一番は子どもの権利をそれも子ども主体に書ききることに苦労しました。子どもは親が看ることが今までの日本の風習でした。それと家庭養育優先原則もです。僕も中途半端な案じゃ妥協しないとって、徹底的に議論しました。そして国会では全員一致で法律は成立しました。

その後、都道府県の策定要領、計画をどうするのか というところに苦労しました。5 年以内に 75%以上という目標が入って、「3分の1、3分の1」が消えたわけです。

結愛ちゃん、心愛ちゃんの事件が、「新ビジョン」が日本の今後の社会的養育の基本方針となるための後押しになりました。

このあいだ、里親を長くやっておられ実子もおられ今はファミリーホームをなさ



っていらっしゃる方から、こんな話をかつて聞いたことがありました。

ある施設に入る時に妊娠していた女性が、その施設の中で出産されましたが、その子は2歳まで乳児院で生活していました。2歳になってやっと里親に出されましたが、その子を里子として引き受けたのがその方でした。その子の母親が施設を退所してきた時にお子さんと一緒に生活になりましたが、再び施設にお世話になることとなり、子どもは再度里親宅に措置される。学童期の子どもには厳しい人生です。それでもその子はお母さんが大好きなのですね。こうしたことを繰り返すことが子どもの心の発育にとってどうなのか、深く考えさせられますね。こういう子どもにとってベストな選択とは何かを真剣に考えなければなりません。

FH ありがとうございます。最後にファミリーホームに一言。

塩崎氏 愛媛県ファミリーホームのTさん宅に行った時に、話を聞かせてもらいましたが、ファミリーホームの皆さんは、必死で子ども達に関わっていますね。全力投球されていて、子どもたちもとってもいい環境で育っている話を聞くと、これからはしっかりやってほしいと思いました。日本全国ファミリーホーム、里親さんも子どもたちのために、という視点で努力してほしい。

## 子どもは夫婦で

FH ところで、子どもが措置されましたら、どちらがお世話されますか。

塩崎氏 年齢制限がないということで、申し込みましたが、年齢相応にできることからやっていきたい。どんな子でもいいし、夫婦で看ることになるでしょう。うちでは、ネコもいて、皆が仲良くできればいいです。

FH これからはご一緒の仕事をされますが、またご指導いただきたいと思います。

塩崎氏 今日はFHの話しや、これからの重要な役割について理解を深めることができました。これからは児童福祉の大きな担い手に成長することを期待しています。

(なお、文中のFHは 宮本副会長、坂本本部理事、大柳広報委員長のことです。)

(なお取材は令和3年12月に行いました。)



## FHの母

ひろせホーム  
を訪ねました



# 子どもたちに深い愛のまなざし



暑さがいくらかやわらぎ、コロナも落ち着いてきたと感じられる3年10月、ファミリーホーム制度の生みの親として活躍されたひろせホームを訪ねました。

閑静な住宅街に大きな「ひろせホーム」の看板が目につきました。ここだ、インターホンのボタンを押すと中から

旦那様がにこにこことドアを開けてくれ、中に案内されました。タカ子さんは奥の一室で2か月の乳児にミルクをあげている最中でした。「遠いところご苦労様」(福島郡山から行きました)と声をかけてくれ、物腰の柔らかいその姿に緊張を解かれた思いでした。それにしてもその柔らかな胸の中に、あの困難な制度化を成し遂げたエネルギーが隠されていることはとても信じられませんでした。

ホームには旦那さんと娘さん、若い女性、1歳、3歳の子がおり、ゆったりとした時間が流れていました。

### 最近はいろいろな媒体で ひろせホームが紹介されていますね

一番近いところでは、今年、朝日新聞が大きく取り上げてくれました。その前はTBSの「情熱大陸」の放映(レターで紹介)そして「女性公論」でも掲載されました。特に朝日新聞はもう何十年も前から我が家に通ってきています。政治の流れと子どもたちとの関係などようすをちょこちょこ見に来ます。社会的養護の子たちのようすを見に来てくれることはとてもいいことなので、歓迎しています。

さて、ファミリーホーム制度の創生以前のお話をお願いします。特にいろいろな媒体では詳しくは取り上げられないことが多いと思います。それも含めてです。

**東京**では平成20年の制度化以前から、子どもたちが多く措置されている実態がありまして、すでに地方として制度化はされていきました（横浜・川崎も）。しかし全国的にはまだでした。私たち子どもを複数預かっている人たちと連絡を取り合って「何とか全国的な制度を作ってもらいたい」との思いでした。それが少しでも子どもたちのためになるし、少しでも多くの子どもたちを救えると考えたからです。そこで制度化5年前くらいから動き出しました。ちょうどそのころの里親会の会長さんは厚労省の出身の方で協力していただきました。また全里、全乳協、全養協にもお願いしましたが、どこの誰だかわからない ということで相手にされなかったことを思い出します。

### 赤ちゃん姿で有名でしたね

**あれ**はパフォーマンスではなくて面倒を見る人もいなくて、いつも連れていたのです。赤ちゃんを背負い、ミルクを持って、お父さんの運転で、厚労省の中でオムツ替えも。ちょうどそのころ、藤井さんが課長になって厚労省の担当課に戻ってきました。そして動き出してくれました。議員さんにも話して回ってくれました。しかしなかなか制度化は進みません。そこで、私たちは「全国ファミリーホーム連絡会」という名前の組織を立ち上げ、全国の自治体にアンケート調査を行いました。小規模の里親さんはいるか、それを増加させることを考えているか 里親制度の充実に取り組んでいるか などです。ところが「検討していない」「里親さんは不足している」という答えでした。そこでまた「連絡会」は「研修会」を開催することにしました。500人以上の参加者で、行政や興味のある方々が参加しました。施設中心の養育でしたが、そこから家庭養育にしていくとはどういうことなのか という興味が「見てみようか」という流れになったのでしょうか。またそこで厚労省（柏女さん）が分科会に入っていました。それで家庭養育の必要性を感じられたのかと思います。全国連絡会の流れが大きくなってきました。厚労省の担当の方は議員さんに根回ししたり努力しましたが、大蔵省（当時の名）は予算をつけません。そこで廣瀬さんは地域の国会議員に声をかけようと考え、



全国の仲間に連絡、実行に移します。地域の議員さんは地盤を考えますから、大蔵省にも働きかけてくれます。こうして予算も付き、やっと制度化できたのです。

## たいへんなご苦労でしたね

**バカ**じゃないか!! と言われました。ある県ではお願いに行ったら「あんたは子どもバカか!」と言われました。その時「私はバカです」と答えました。バカでも制度化すればいいんです。下から目線でお願ひしていました。

## 40 年間という長い里親生活の中で、いろいろな子がいたと思うんです。特に難しかった子のお話がありますか。

**16 歳**の女の子で、問題児という児相からの見立ての子が来ました。施設やそのほかのところでは見られないので家庭養護の廣瀬さんに見てもらえないだろうか、「家出少女なので注意が必要だが」ということでしたが引き受けました。そう早速家出です。探しても分かりません。そのうち何日間かして警察を経由して帰宅します。また1週間ぐらいたつと家出します。そしてまた警察を通して戻ってきます。結局持ち金がなくなるまで家出していました。なくなると警察に行ってホームに戻るわけです。さてどこに家出するのか? 男の子の家です。いつも家出は男の子の家、それも不特定多数の家にあります。ある時家出先の男の子がホームにやってきました。そして「体調が悪いみたい」と言ってきました。すぐに出かけ会うと、「食べられない」「水も飲めない」状態でした。そこで病院に行きました。病院では内科か産婦人科どちらかになりましたが産婦人科にまず入りました。そこでお医者さんに呼ばれて行ってみると、分娩台の上にはいました。そして「音を聞いてください」と言われ、聞くと「ドクドク」という音。そう「赤ちゃんです」。児相からは生理は毎月あり、妊娠していないということでしたので、驚いて児相に連絡しました。児相はひっくり返るほどの騒ぎになったそうです。妊娠検査を潜り抜けて検査の時はうまくどこかに行っていた ということでした。



妊娠中毒症の心配があるので総合病院に移りました。またそこから逃げることもあるので児相と私とで交互に24時間付き添いました。

そして出産。ホームで母子を預かることになりました。女の子は子を産むと措置の対象から当時は外れてしまいました。女の子は赤ちゃんにおっぱいをあげない(訳が分からない状態)。そこで「泣いたらおっぱいをあげる」ことを教えます。そして21日間私たちも一緒に泣いたら女の子を起こして母乳を与えさせることを応援しました。ついに21日後また女

の子は家出しました。男の子の家に行っていました。そこでまた別の男の子が「ホームが子どもを返してくれない」と言っている、と訴えます。そんなこんなで家出が続き、ついに措置解除です。赤ちゃんは養子に出しました。女の子からはちょこちょこ連絡がありましたが20歳を境にプツリ連絡が途絶えました。「かわいくて素直 きれい好きな女の子」、生活は男から利用された対価でやっているようですが、今頃何をして生きているのか 心に引っかかっています。

## まだまだあるでしょうね

**やはり**女の子。小5、児相から施設も児相もどうにもならないのでお願いしたい と来ました。この子はエリートの両親がいて妹ばかりかわいがっている 自分はどうなってもいいと思っていて荒れたようです。この子は児相や施設で子どもたちを集めてリーダーになります。皆に説教して「児相や施設に待遇改善要求」をするようになりました。「児相も施設もよくない。食事も小遣いも もっとよくしてほしい」と。施設も児相ももちろんその要求には従えませんよね。すると何も言うことを聞かないようになります。そこでわがホームに措置されたわけです。ホームにやってくると、すぐに里父をオルグ開始です。手なづけようと「裏ビデオを垣間見せる」のです。5年生とは思えない行動ですね。ある時私とお風呂に一緒に入りました。私はいろいろと体を手術しているので傷がいっぱいです。それを見て「赤ちゃん産むときイタイ？」と聞いてきました。「お母さんは痛くて大変だったと思うよ。それでもあなたを頑張って生んだんだよ」と言いました。何か神妙なようすでした。

面会が始まりました。以前は嫌がっていたのが、面会に応じました。両親は帰ってほしいのです。その場面で「ごめん帰ってきておくれ。妹ばかりかわいがっていたんじゃない」「反抗的な態度を見ていてかわいそう と思っていた」と話しました。すると「帰る」と言い出しました。めでたしめでたしでした。

肝心なのは、子どもたちが守られる体制が整っていること、個別な係わりが十分なこと、それができていればいいんです。特に乳幼児には。

**最近**はファミリーホームの継承が言われ始めましたが、日本FH協議会でも検討を始めています。

**一代**だけだと思っていましたが、実家機能も考えたり、なかなかやめるのも問題があります。高齢者、子ども、養育者がいれば子どもはアットホームになれます。だからこんな形で養育者がいれば最高です。わがホームは幸い娘夫婦が継続して関わってくれることになりま

した。娘は30年ぐらい手伝ってくれています。最近その夫も手伝いをしています。これから里親登録をして正式な養育者を目指します。娘は里親登録して手伝いをしたのではなくこれからですが、すでに30年の経験があります。FHは5人以上からですので、すでに今までの里親さん5年以上子ども5人以上の経験をクリアしているのです。FHの養育者は今のところ養育者としては認めていませんが実際はわがホームと同じようなホームがあると思います。施設経験3年以上という条件と同じ条件、FH従事者としてもらいたいです。

## 今の子どもたちを見ていて何か感じることは

**今の子ども**たち、相談するところがないんじゃないかな。「孤立している」コロナ禍で加速しています。問題を一人で抱えていて、どうしようもなくなっている。なのでいじめや最後には殺人まで行ってしまうのでは？

学校教育も影響があると思います。特に性教育ですが、取り組みを強めてほしいです。性教育は「リアル」に教えてほしいです。男女間のさまざまな行いをです。



## 最後に、廣瀬ホームの子育てモットーは？



**「子は国の宝」**大きくなってこれから国を支えていかなければなりません。

それから忘れていけないことがあります。私の主人です。「感謝してもしきれない」です。私の活動を全力でサポートしてくれます。主人がいなければここまでやってこれませんでした。

昨今は、地域のつながりが薄くなってきていますが、地域やあらゆる機関との繋がりは子どもたちの幸せにとって大事で、多くの方々のお力を借りることも必要です。

ひろせホームを訪問し、素敵なお話を聞かせていただきました。

タカ子さんを愛している旦那さんの姿にほっこりさせられた時間でした。ありがとうございました。

(広報担当仁井田が3年10月にお尋ねしました)



## ファミリーホームと児家センの連携に向け はじめの一步を踏み出そう



昨年8月に児家センとFH協と相互支援協定を結んでから1年7か月ほどたちました。今年は児家センとFH、里親会、養護施設が共同して9月に初めてネットワークを発足させました。児家センとのネットワークとはどんなことなのか、全国児家センの会長さんである橋本達昌氏からお話を伺いました。

**全国児童家庭支援センター会長 橋本 達昌氏**

### Q1：児童家庭支援センター（略称：児家セン）とは何ですか？

皆さんのファミリーホームのお近くには、児家センがありますか？また皆さんは児家センが何をやっている機関か、ご存知ですか？

児童家庭支援センターは、1998年に生まれた比較的新しい社会資源であり、2021年11月1日現在、北海道から沖縄まで全国160ヶ所余りに設置されています。

児童家庭支援センターが行う事業は、

- (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業
- (2) 市町村の求めに応ずる事業
- (3) 都道府県又は児童相談所からの受託による指導
- (4) 里親等への支援
- (5) 関係機関等との連携・連絡調整、と定められています。



とりわけ(5)については、「児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため」として「児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。」（一部省略）と具体的に記されており、いわば地域における子ども家庭福祉のプラットフォーム的役割が期待されています。

このほか多くの児家センでは、子育て短期支援事業（ショートステイ等）の利用調整を行ったり、児童虐待防止や発達障害・養育課題に関する市民セミナーを開催したり、子どもの貧困対策としての学習支援や子ども食堂・宅食事業を実施するなど、地域コミュニティに密着した、きめ細やかな子ども・子育て支援活動を展開しています。

## **Q2：「相互支援協定」や「地域ネットワークセミナー」には、どんな意義がありますか？**

児家センの全国組織である全国児童家庭支援センター協議会は、昨年8月1日に日本ファミリーホーム協議会と相互支援協定を結びました。

協定には、「両会は、相互支援の必要性に基づき、次に掲げることを促進する。」とし

「ア 児童家庭支援センターは、ファミリーホームからの相談等に積極的に応じ、適切な支援に努める。」

「イ ファミリーホームは、児童家庭支援センターからの事業協力依頼等に対して、受託するよう努める。」

「ウ 両会は、各々が主催する研修会や研究等について、積極的に情報交換を行い、成果の共有に努める。」

「エ 両会は、その他合同学習会の開催等、相互に必要があると認めた活動を検討し、その実現に向け努める。」と定められています。

この協定に基づき、本年9月8日に「全国子ども家庭養育支援地域ネットワークセミナー」と題した合同学習会が大分県で開催されました。来年度は岐阜県で開催する予定です。毎年1回、全国巡回方式でこのような市民啓発型セミナーを開催することで、地域家庭支援や里親養育支援などファミリーソーシャルワーク実践と地域ネットワーク構築にかかる好事例の水平展開をはかりたいと思っています。

また本セミナーの一角には必ず、社会的養護当事者が集う機会を設け、支援者らがその声を傾聴することで、子どもの権利擁護システム確立の嚆矢になればとも思っています。

## **Q3：児家センは「家庭養育」について、どのように考えていますか？**

相互支援協定の生みの親である相澤仁大分大学教授は、その著書『みんなで育てる家庭養護②ネットワークによるフォスタリング』で「これからの子どもの養育支援は、家庭養育優先の原則に基づき、まずは地域での保護者（家庭）支援を提供し、それでも家庭で育てられない時には、家庭同様の養育環境（里親・養子縁組）で育てることとし、それが困難な時にはできるだけ良好な家庭的環境（小規模地域分散化した施設）で育てることになった。」と

記しています。これは皆さんもご存じだと思います。私たち協議会も、「今日すべての児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設には、家庭養育優先原則を実効化すべく、様々な自己変革と地域家庭支援・ファミリーソーシャルワーク機能の実装が求められています。とりわけ家族維持支援や親子関係再構築支援、里親養育包

括支援（フォスタリング）や社会的養護自立支援など、地域を舞台にしたパーマネンシー保障に資する支援スキームの拡充は喫緊の課題となっています。これらの先駆的実践については、早急に学びを深めていく必要があります。なおその際は、子ども・ヤングケアラー当事者や里親・ファミリーホーム養育者など多様なステークホルダー（関係者）が参画し、多面的・複眼的に論議すべきである。」と主張しています。

さらに私たちは「ほとんどの基礎自治体では、要保護児童対策地域協議会（通称：子どもを守る地域ネットワーク）が設置されているが、残念ながらその機能は形骸化している。地域において子どもを守り育てるネットワーク機能を強化していくためには、各々の行政機関職員はもとより、児家センをはじめとする民間支援機関、里親・ファミリーホーム養育者、社会的養護関係施設など要保護児童対策の中核を担う支援者らが地域コミュニティごとに大同団結し、繋がりを深め合うことが不可欠である。」とも考えており、そのような観点から、社会的養護関係者間の「チームワーク（団結）」や「ネットワーク（連帯）」の重要性を捉えています。

もちろん、このような社会的養育現場スタッフによる地域ネットワークづくりの実践は、まだまだ緒に就いたばかりですが、今後も相互支援や合同学習会（地域ネットワークセミナー）などを通し、丁寧に関係性を深めていきたいと思っています。

#### Q4：「家庭養護の推進」に向けた児家センの思いや活動は？



F L E C（後述）フォーラムを主催する全国家庭養護推進ネットワークの藤井康弘代表幹事は、家庭養護（里親委託）の推進について、「それは子どもたちの措置先を施設から里親家庭に移すという単純なことではない」と断じたうえで、「子どもたちの生活の本拠は可能な限り里親家庭に置きつつも、施設が自らの入所機能を果たしつつ里親家庭をその専門性によって支えて

いく新たな体制を構築すること」、さらには「児童相談所やNPOなどを含む地域の社会資源全体が連携・協働し、地域全体として子どもたちを支えていく新たな社会的養護の体制に移行していくこと」と定義しています。私も全く同感でして、**施設と里親との不毛な対立構**

図を止揚し、互いの利点を活かし合う新たなパラダイムへの転換を加速させていくための触媒こそが、児家センの存在意義であると思っています。

ちなみにすでに一部の先駆的な児家センでは、年間延数百日に及ぶレスパイト事業を実施したり、保護者の仕事の都合や病気治療などによりショートステイを必要とする親子に対し、近隣の里親をマッチングし、その里親家庭で短期預かりを実施するためのコーディネートを行う「里親ショートステイ事業」を展開したりしています。また例えば、里子と実親が面会する際の場所の提供や送迎、同席などの交流支援を行うなど里親家庭からの家族再統合に向けた中継地としての機能を装備するような児家センが早晚出現してくることも期待しています。

### Q5：最後に一言、ファミリーホームの仲間に伝えたいことは？



最近、「親ガチャ」という言葉が流行しています  
これはソーシャルゲームにありがちなキャラクター  
入手方法（=ガチャ=）になぞらえた言い方で、子ど

もの立場から「親は自分では選べない」「どういう境遇に生まれるかは全くの運任せ」と、世の中の不平等さや自らの無力感を嘆くために生まれた造語です。「親ガチャ」という極めて厭世的な表現が、こんなにも急激に流布する背景には、子どもの貧困や児童虐待、ヤングケアラー問題などの拡大や深刻化、さらには、そこからの脱出が決して容易ではないといった厳しい現実があるのでしょうか。私たち社会的養護に関わる者の責任の重さを通感せずにはられません。

また貴会の北川会長は、いろんな発言場面で、アフリカの諺を引用し「一人の子どもを育てるには、村中の大人の知恵と力と愛と笑顔が必要です。」とおっしゃっていますが、まさにそのとおり。

「親ガチャ」なんていう悲しい流行り言葉が、一刻も早く払拭されるよう、子どもの権利擁護やパーマネンシー保障に向け、ファミリーホームの皆さんとともに歩みを進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます！！

### FLEC フォーラム？ (Family Life for Every Child)

すべての子どもたちに家庭での生活をとの願いを込めて、家庭養護とその関連分野に様々な立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的にするフォーラムを開催。

# 18歳から大人に

今年！（2022年）4月1日から成年年齢の引き下げ

2018年6月13日に民法が改正され、周知期間を経て、いよいよ2022年4月1日から、成年年齢が現在の**20歳から18歳**に引き下げられることになりました。

2017年、2019年に協議会が行ったアンケート調査では、ファミリーホームへの委託児童の年齢は17歳が最も多く、高校生以上の子どもを養育している皆様には関心の高い時事ではないかと思えます。そこで、成年年齢の引き下げにより、実際に何がかわるのか？かわらないのか？どのような問題が懸念されているのかなどを「政府広報オンライン」「民法（成年年齢関係）改正 Q&A（法務省）」を参考に取り上げていきたいと思えます。

## 1、いつから成年(大人)になるのか

日本における成年年齢は、明治9年に20歳とされました。そこから約140年の時を経て、年齢の引き下げが行われることになりました。2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。これによって、2022年4月1日に18歳、19歳の方は、同日に成年に達することになります。現在、未成年者が生年月日によって新成人となる日は、次の図の通りです。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

（政府広報オンラインより抜粋）  
成人式は  
どうなる  
のか？と  
いう疑問  
がありますが、  
もともと  
成人式の  
時期や  
在り方は、

法律による決まりはなく、各自治体の判断で実施されています。現在、多くの自治体では、20歳になる年度の1月に成人式が開催されており、成年年齢が引き下げられても、従来通りの開催をすると発表している自治体が多いようです。

## 2、18歳の成年で出来ること、出来ないこと

民法の成年年齢には、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

例えば、**携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカード**（支払い能

力の審査があり、作れないことも)を作る、高額な商品を購入時に**ローン**を組むといったとき、未成年の場合は親の同意が必要です。しかし、成年に達すると、親の同意がなくても、こうした契約が自分一人ですることができるようになります。

高額商品のローン契約、クレジットカードの無理な使用、借金の申し込み  
 → **悪徳商法に狙い撃ちされたり、消費者被害の拡大の心配**  
**クレジットカードのリボ払いの道による借金を抱える**

また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路決定についても、自分の意思で決定できるようになります。(学校の退学なども自分の意志で可能に。自分たちの意志で高校生同士の婚姻が可能) そのほか、10年有効パスポートの取得や、公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと(資格試験への合格等が必要です。)、性別の取扱いの変更審判を受けることなどについても、18歳ですることができるようになります。一方で、女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上となります。

なお、民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、**お酒やたばこに関する年齢制限**については、20歳のまま維持されます。また、**公営競技**(競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走)の年齢制限についても、同様に20歳です。

○出来ること、出来ないことを表にまとめると次の通りです。



○出来ること	×出来ないこと (20歳以上 OK)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・親の同意なく契約が出来る</li> <li>  携帯電話の契約</li> <li>  ローンを組む</li> <li>  クレジットカードを作る</li> <li>  部屋を借りる            など</li> <li>・10年パスポートの取得</li> <li>・医師・公認会計士・司法書士などの資格取得</li> <li>・国籍の変更</li> <li>・結婚年齢の変更</li> <li>・性別変更請求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒・喫煙</li> <li>・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う</li> <li>・大型・中型運転免許の取得</li> <li>・養子を迎える</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> </div>

## 分からなかった、知らなかったでは済まされない

大学2、3年生（成人）が詐欺まがいの話に引っかかったという相談が増えている

20歳学生、FXセミナーに誘われる。講師から個別にFXに成功する秘訣が詰まったUSBを購入するよう勧められる。「お金ない」と言うと、学生ローン2社紹介される。殺し文句は、50万ぐらいならうまくやればすぐに取り戻せる。本人はその気になって2社から50万円借り教えられた通りFXに励むが儲からない。文句を言うと「FXってそんなもんだ、じゃあもっとうまくやれる秘訣を教えようか」。この先は想像に難くありません。（大分県の研修—熊谷洋祐氏）

### 3、契約の注意点と例

契約が一人でできるようになることは、自分がした契約に責任を持つことになります。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、「未成年者取消権」によって、契約の取り消しや、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしていました。成年年齢が18歳になった場合には、18歳、19歳は、未成年者取消権を行使することができなくなるため、**悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。**

○一例として近年トラブルが増加している、「情報商材」を紹介します。

**情報商材とは**、主にインターネットなどを介して売買される情報のことを言います。投資詐欺に（投資詐欺だけでなく、副業の誘い、アフィリエイト、せどりなど多岐にわたり）使われることがあり、「私はこのような取引をして儲けました」「簡単に儲けられます」「スマホ一つで稼げます」「あなただけに教えます」などとSNS（対面の場合もあります）で発信し、説得力を上げるために、高額入金している預金通帳の画像、高級住宅の画像やブランド品の画像、高級ホテルでの宿泊の様子などを見せて、情報の購入意欲を高め、「情報の購入」の誘導をします。すべての物が詐欺ではありませんが、高額な金額を設定しておいて、中身のない情報や実際は役に立たない情報を売りつける事例があります。「（情報で）簡単に稼げるから大丈夫」と話し、クレジットカードでの支払い、ローンを組ませる事例もあり、また、インターネット環境があれば、「契約から支払いまで」が可能となる時代です。



### 間違える前に

今後よりお金の教育や契約の意味、被害にあった場合の相談場所（消費者ホットライン188）などを子どもと一緒に学んでいくことが必要になってきます。画像は加工をすることができること、高級住宅、ブランド品はレンタルができるサービスもあり、そういった知識を身に付け、正しい情報、誤りの情報を見抜く力、適正価格の把握が重要となります。ちなみに本当に儲かるのなら、対面でもインターネットなどでも不特定多数に情報を売るのは競合相手を多く作ることになり、売り主が儲からなくなるので、現実的でないというような教育も必要になってきます。

## 儲かる話は転がってはいない

### 4、社会的養護での懸念

社会的養護関係で言えば、現在、児童相談所の一時保護の対象は17歳までとなっていますが、子どもの年齢が上がるに連れて、18歳に近づくに連れて、「もう少しで大人であるという認識」のもと介入を渋るようになる懸念があります。

また、18歳で成年となるので、自立支援に対しての地域での支援の弱体化の懸念があります。協議会ニュースレター90号でも紹介しましたが、

「九州ブロックFH協議会研究大会」において、成年年齢の引き下げにより、委託の形が変わることはありますか？という質問に対して、

厚生労働省の担当者の方は「措置費制度としては、今の現状の措置費の支弁と変わることはありません。20歳までの措置延長についても同様です。改正前の時点で、全国の課長級会議や通知でお知らせしています。」と回答しています。

必要な子どもに対しては、年齢に関係なく一時保護等の介入、法律上は大人になったという理由で支援が打ち切られることのないよう、積極的に措置延長の活用、より自立支援の充実はお願いしたい所です。

### 5、終わりに

成年年齢の引き下げは、親の同意がなかったとしても、子ども自身が自分の意志で住む場所、進路決定ができるようになるなど、利点は多いです。一方で18歳の高校生が営利を考えている様々な者から、「お客様」となります。一度、契約を行えば、契約破棄の手続が複雑だったり、場合によりできないことがあります。子どもたちが被害にあわないためにも、日頃から家庭内で、高額な商品の購入、ローンを組むことを考えているときは、報告、連絡、相談をして欲しいことを伝えることや初めて契約をするときは同行するなど、子どもたちと話し合い、また子どもの言動などに注意を払うことが重要になってきます。今回の記事を参考に成年年齢の引き下げについて、各家庭での話のネタにして貰えれば幸いです。



○18歳成年に伴って社会的養護関係ではどうなるのか、ということもQ&Aにしてありますのでこちらも見てください。



問番号	Q	A
<b>A. 成人した者に対する施設入所等措置、一時保護の実施について</b>		
1	入所者（里親に委託されている者を含む。以下同じ。）が18歳に到達したとき、令和4年3月31日以前に施行されている児童福祉法（以下「現行児童福祉法」という。）と同様、20歳に達するまで在所期間を延長することは可能か。	令和4年4月1日（以下「施行日」という。）以降においても、児童福祉法第31条第2項又は第4項の規定に基づき、満20歳に達するまで措置を延長することが可能である。
2	18歳に到達した入所者の親（入所者が18歳未満であったときに親権を行う者又は未成年後見人であった者をいう。以下同じ。）に対して、入所等の同意取得は必要か。 また、18歳に到達している児童の親が入所等の同意を撤回した場合の取り扱いについては如何か。	18歳に到達した入所者については、措置につき親の同意を得る必要はなく、本人の意に反しない限り入所等を継続できる。（したがって、親が不同意であっても家庭裁判所に審判を申し立てる必要はない。） ただし、成人した後でも、入所者の親が入所者の処遇等に関わっていることもあるため、必要に応じて入所者の親にも入所の継続等について説明するなどといった対応を行うことが望ましい。
3	18歳に到達した入所者が入所等措置の継続に同意していない場合、措置の継続は可能か。	入所者が18歳到達により成人となり、民法上、親権者の親権に服さなくなることにより、成人した入所者の意に反して措置を継続することはできない。 ただし、措置の解除を希望する入所者に対しては、退所によって当該入所者の自立や健全な成長を損なうことのないよう、本人の置かれた状況を踏まえつつ、本人の真意を確認したり、必要に応じて関係者と相談するなど、本人の最善の利益を考慮した対応を行うことが望ましい。
4	現行児童福祉法では、児童が一時保護中に18歳に到達した場合には一時保護の継続が可能とされているが、成年年齢の引下げ後もこの点に変更はないか。	児童福祉法第33条第8項に変更はなく、施行日以後も現行どおり一時保護を継続することができる。
5	成人した者について2ヵ月を超えて一時保護を	一時保護の延長等にあたって親の同意は不要であり（本人の意に反し
	申出があった場合、その取扱は如何か。	できないとする趣旨を踏まえれば、本人の意に反した一時保護を行うことはできないと考えられ、本人から一時保護の解除の意向が示された場合は、一時保護を解除することが適当である。 ただし、一時保護の解除を希望する者に対しては、一時保護を解除することによって本人の安全等を損なう結果とならないよう、本人の置かれた状況を踏まえつつ、本人の真意を確認したり、必要に応じて関係者と相談するなど、本人の最善の利益を考慮した対応を行うことが望ましい。
7	児童福祉法第28条第1項、第33条第5項等に基づく審判の申立て中に児童が18歳に到達した場合、審判の取扱はどうか。 また、申し立てていた処分を行うことはできるのか。	一時保護の延長や施設入所等措置に係る承認審判の係属中（抗告審判係属中の場合も含む）に児童が成人した場合の当該審判手続の扱いについては、最終的には各裁判体の判断によることと承知している。 もともと、児童が成年に達したことを理由として、仮に申立てが却下され、あるいは申立てを却下する原決定が確定することとなった場合であっても、問A1に対する回答のとおり、成年に達した児童（延長者・保護延長者）に対する一時保護の延長や施設入所等措置が妨げられることはない。
<b>B. 入所者等に対する施設長等の権限等について</b>		
1	児童福祉法第47条第1項及び第2項に基づく児童福祉施設の長及び児童相談所長の親権代行は、18歳以上の一時保護対象者及び入所者に対しても適用されるのか。	成人した者は民法上親権者の親権に服しなくなることにより、民法等の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）による児童福祉法の改正により、同法第47条中の「児童等」の文言は「児童」と改められ、施行日以降は、延長者に対しては施設長等の親権代行の規定は適用がなくなる。 ただし、親権を行うことがなくなった後も、施設長等は当該施設等の入所者を適切に養護することが求められることから、引き続き必要な支援を行うこと。
2	成人した入所者について、施設長等が引き続き	成人した入所者については、財産管理は原則本人が行うものとなるが、
	金銭管理等を行うことはできるか。	本人との合意に基づいて、従前から施設長等が管理していた金銭を退所まで引き続き管理することは差し支えない。その場合、施設等入所者個人ごとに財産管理に係るルールを定める、当該入所者に係る金銭の収支を明らかにする帳簿を整備するなど、適切な財産管理に努めること。
3	民法第877条に基づく扶養義務者は、3親等以内の親族とされており、これに基づき入所措置にかかる費用負担金徴収先が設定されているが、入所者が18歳に到達した後についても費用負担金の徴収は従来通りとなるか。	児童福祉法第56条第1項及び第2項において「本人又はその扶養義務者」から徴収するとされていることから、費用負担金の徴収は従来どおりとなる。
<b>C. 面会通信制限について</b>		
1	施行日以後は、延長者（児童福祉法第31条第4項に規定する延長者をいう。）に関しては、児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐待防止法」という。）に基づく面会通信制限や接近禁止命令の処分をとることはできないが、保護者が強引に面会要求した場合等の対応は如何か。	民法の一部を改正する法律による虐待防止法第16条の規定の削除により、同条の規定に基づき延長者に関して同法第12条及び第12条の4の規定を適用することができなくなるため、同法に基づく面会通信制限や接近禁止命令の処分をとることはできない。 延長者に関し、親が強引に面会要求等を行う場合には、児童福祉法第31条第4項の規定により行う同法第27条第1項第2号の指導の措置によって対応すること等が考えられる。
<b>D. 18歳を迎える時の手続等について</b>		
1	児童が18歳に到達する前から行っている一時保護又は入所等措置を18歳到達後も継続するときは、児童が18歳に到達した時点で親権者等宛てに措置・一時保護解除決定を行い、本人に対して新たに措置期間延長・一時保護決定を行うか。	処分の内容に変更はないと考えられ、必ずしもお尋ねのような手続をとる必要はないが、ケースワークを円滑に進める観点から、児童が成人することにより親には親権者等としての地位はなくなり、児童相談所が親の意向に関わらず一時保護や入所等措置が行えるようになること等を保護者に説明することは差し支えない。
2	現行では、措置延長の通知は保護者に行うこととしているが、施行日以後は誰に通知することとなるのか。	問A2に対する回答のとおり、18歳に到達した入所者については、本人の意に反しない限り入所等を継続できるものであることから、18歳に到達する以前に措置延長することをあらかじめ決めた場合も含め、措置延長に係る通知は入所者本人宛に行うこと。 ただし、必要に応じて本人に加えて入所者の親に連絡することも差し
		支えない。
<b>E. 審査請求について</b>		
1	成人した者が一時保護若しくは入所等措置をされた場合又はこれらの措置を解除された場合に、保護者が審査請求（行政不服申立て）を行うことは可能か。	成年した者への一時保護等は本人を名宛人とするものであるから、保護者が審査請求を行うことはできない。
2	児童が一時保護又は施設入所等措置をされている間に18歳に到達した場合、既に行われている保護者からの審査請求（行政不服申立て）の取扱は如何か。	一時保護等をされている者が成人することにより、請求の利益が消滅し、請求は却下されるものと考えられる。
3	成人した者に係る一時保護又は施設入所等措置に関して、当該成人した者は審査請求を行うことができるか。	処分の名宛人であるため審査請求を行うことができる。

## FHをめぐる諸制度は？

### ホームの質問に答えて

#### － 厚生労働省の方との話し合い

#### (九州ブロック FH 協議会研究大会より)

先の7月13日(火)九州ブロックの研究大会がZOOMで行われました。会の運営に当たっては佐賀の児童養護施設 聖華園のスタッフや佐賀県里親支援機関「こねくと」、佐賀県里親支援専門相談員の皆様のご協力をいただき成功させることができました。ありがとうございます。会の基調講演は「佐賀女子高校長の吉木知也先生」が子どもたちへ熱いメッセージを送っていただきました。この内容は、11月10日(水)の日本FH協の「全国大会」で再現されると思います。たいへん興味深く、私達にも大いに参考になるようなお話でした。その後、厚生労働省の担当の方、胡内氏の行政説明、そして九州各県から出された質問に松浦氏が回答する進行でした。

ここでは、各県から出された質問を厚生労働省の措置費担当松浦氏にていねいに回答いただきましたので、質問と回答を中心にまとめました。

---

**Q FHは措置児童が少なくなってくると運営が難しくなってきます。措置費の「定員払い」はできないでしょうか？**

**A FHの方で難しいお子さんを引き受けていただいていますので、いただいたご要望を真摯に受け止めて考えていきたいと思えます。**

---

**Q 高校卒業後の就職支度金は支弁されるますが、社会的養護自立支援事業を使い、22歳まで委託された子どもも就職支度金がでるのでしょうか？**

**A 高校卒業後の就職（多くは措置延長後の4月から）や、大学卒業（社会的養護自立支援事業終了後）も対応できます。積極的に活用していただきたいと思えます。各自治体も財源の確保に努めていただきたいと思えます。**

---

Q 高校から各種学校への進学に際しての交通費の支弁をお願いしたい。

A 現時点では回答するのは難しいですが考慮したいと思います。

Q 408問題の予算を各県で立てていませんか？

A 今年度から始まった事業ですので、なかなか進んでいない点はあると思います。FHの皆さんには、難しいお子さんを引き受けていただいていますので、社会的養護の重要な担い手のFHの皆さんの負担軽減や質の高い支援を考え体制強化事業として厚労省からも各自治体に働きかけますが、各県のFHの皆さんも各自治体に働き掛けてもらえばと思います。その際にエビデンスとなるもの、障がい児の受け入れの統計等や、実際に408万円を受けた場合にどのように活用したいかを各自治体に示していく事が必要ではないかと思います。

※九州の2～3県ではすでに前向きな考えが行政より出されています。

Q コロナ禍で子どもたちのオンライン授業が増えましたが、高校生で措置延長児2名の通信費が出ません。

A 3年で修まらない場合でも対象になるという考えで運用しています。高校生で例えば病気で留年しても、高校生の間は特別育成費の対象となります。

Q 成人年齢が令和4年4月1日から18歳に引き下げることでの委託の形が何かかわることはありますか。



A 措置費制度としては、今の現状の措置費の支弁と変わりあることはありません。20歳までの措置延長についても同様です。改正前の時点で、全国の課長級会議や通知でお知らせをしています。

Q フリースクール等に通う子どもについて、月1万円強の費用がかかるが措置費でまかなえません。

A 学習の機会の保障という面を考え、検討していきたいと思います。

Q 小中学生の給食費は実費で支弁されるが、高校の昼食費について特別育成費で請求していいか。

A 高校生の昼食代については、一般生生活費にのせるのか、特別育成費で請求するののかという議論はあると思いますが、高校生が部活動を行うと小中学生以上に食費がかかると思いますので、実態に合わせて支弁できるように財源の問題もありますので努力したいと思います。

---

Q オンライン授業に対応できるように WIFI 設備を充実していますが、その費用をどのように特別育成費で請求していいのか。

A 事務連絡で出していただいたように、主に学習で使用する事であれば特別育成費で請求しても構いません。学習で使用する分との切り分けが難しいとは思いますが、主として学習で使用していただけるのであれば、学校からの行事連絡や部活動からの連絡及びお友達とのやり取り等も学校生活の一環として考えていますので請求してもいいと思います。そういったことを考えると今の特別育成費の補助基準額で足りるのかという事もありますので、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

---

Q 特別育成費の入学時特別加算費について入学時にかかる費用について 3 月にかかる経費で足りない分を年度またぎで特別育成費として請求できないか。

A 実際に年度またぎで請求出来ている県もあるので、全国的に統一した方がいい点については事務連絡等いろいろな機会を通して、こういう運用ができるのではないかと示すことができるという事で周知したいと思います。社会的養護の子ども達がどういう形で進学したとしても等しく支援が受けられるようにという観点で考えていきたいと思います。各地域で実態も違うと思いますので、特別育成費の基準額を上げた方がいいのか、高校の交通費のように実費で支弁した方がいいのか引き続き検討したいと思います。

---

Q 特別育成費で措置延長の子どもにも適用されますか。

A 措置延長児でも、なんらかの理由で留年や通信制及び定時制の学校に通う子ども達の高校でかかる費用についての特別育成費は支弁されます。

以上

様々な質問や回答は全国の FH の皆さんにも当てはまる内容が多いと思います。

厚生労働省の方々は「FH のことを知りたい」と考えています。  
また各地域で同様な会合があれば参加したいという意向でした。





ファミリーホーム通信 令和4年 7月号  
発行 日本ファミリーホーム協議会  
編集 日本ファミリーホーム協議会 広報委員会